

「県産材住宅推進研究会」設立趣意書

広島県の森林は県土の72パーセントを占め、その約3割がスギ・ヒノキ等の人工林が占めています。

この人工林は、昭和30年代以降に植林されたもので、その多くが成熟期を迎えており、今後、県産材が社会において有効な資源として利活用されることが求められています。また、県産材の利用は、森林の適切な維持管理へとつながり、健全に育成された森林は、公益的な機能を発揮し、県民に安全・安心を提供することにつながります。

県産材の利用を拡大するためには、木材の主な用途である住宅を中心とした建築物における木造化・木質化が重要であることから、広島県では、平成21年度から県産材で木造住宅を建築する施主への支援を行い、平成27年度からは住宅建築会社を対象とした制度に見直し、同制度による県産材の利用実績は、平成26年度の5千6百立方メートルから、平成30年度は1万9千立方メートルへ、5年間で3倍以上増加しました。しかしながら、将来的には、人口減少による住宅着工戸数の落ち込みが予測されるところです。

このような中、同事業に参加する関係者が結集し、相互に協力・連携した取組を行い、県産材で建てた住宅の普及促進を図ることを目的として、「県産材住宅推進研究会」を設立するものです。

令和2年1月23日

県産材住宅推進研究会
会員一同